

○ 特定商取引に関する法律施行令 (昭和五十一年政令第二百九十五号) (抄) (第十条関係)

(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>別表第二(第五条、第五条の二関係) 一〜四 (略)</p> <p>五 金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第三十 六項に規定する信用格付業者が行う同条第三十五項に規定する信 用格付業に係る商品の販売又は役務の提供、同法第三十五条第一 項に規定する金融商品取引業者が行う同項各号に掲げる業務に係 る特定権利の販売若しくは役務の提供(同項第五号、第六号、第 九号から第十二号まで及び第十五号に掲げるもの並びに同法第二 条第八項に規定する金融商品取引業として行うものを除く。)又 は同法第三十五条第一項に規定する業務として行う商品の販売若 しくは役務の提供、同法第六十三条第五項に規定する特例業務届 出者が行う同条第二項に規定する適格機関投資家等特例業務に係 る特定権利の販売又は役務の提供、同法第六十三条の九第四項に 規定する海外投資家等特例業務届出者が行う同法第六十三条の八 第一項に規定する海外投資家等特例業務に係る特定権利の販売又 は役務の提供、同法第一百五十六条の三十八第一項に規定する指定 紛争解決機関が行う同条第十一項に規定する紛争解決等業務に係 る役務の提供及び同法附則第三条の三第一項に規定する外国投資</p>	<p>別表第二(第五条、第五条の二関係) 一〜四 (略)</p> <p>五 金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第三十 六項に規定する信用格付業者が行う同条第三十五項に規定する信 用格付業に係る商品の販売又は役務の提供、同法第三十五条第一 項に規定する金融商品取引業者が行う同項各号に掲げる業務に係 る特定権利の販売若しくは役務の提供(同項第五号、第六号、第 九号から第十二号まで及び第十五号に掲げるもの並びに同法第二 条第八項に規定する金融商品取引業として行うものを除く。)又 は同法第三十五条第一項に規定する業務として行う商品の販売若 しくは役務の提供、同法第六十三条第五項に規定する特例業務届 出者が行う同条第二項に規定する適格機関投資家等特例業務に係 る特定権利の販売又は役務の提供及び同法第一百五十六条の三十八 第一項に規定する指定紛争解決機関が行う同条第十一項に規定す る紛争解決等業務に係る役務の提供</p>

運用業者が行う同条第五項に規定する移行期間特例業務に係る特  
定権利の販売又は役務の提供

六〇五十一 (略)

六〇五十一 (略)